

令和 8 年 8 月 6 日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報

(1) 事故情報(下記(2)を除く)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和8年7月27日	運輸サービス(貸切バス)	当該貸切バス2台が運行中、車線規制箇所で貸切バス①が車線変更した際、後ろを走っていた貸切バス②の減速が間に合わず、貸切バス①に追突した。この事故により、当該貸切バス2台の乗客のうち、計16名が軽傷。	大分県
2	令和8年2月16日	介護サービス	介護施設の送迎において、送迎車両からの降車助動中、利用者が転倒し、頭部裂傷で3針縫合。当日は雨天でリスクが高い状態だったが、車椅子使用ではなく自力歩行で送迎しており、降車助動を行っていた職員の立ち位置も適切ではなかった。	埼玉県
3	令和8年1月30日	介護サービス	介護施設において、コールランプの点滅に気づき訪室すると、利用者が転倒しており、左大たい骨頸部骨折、急性硬膜下血腫及び肺塞栓。当時、職員がセンサーコールを受信するための携帯機器が故障していたが、修理しておらず、当該利用者の動きに気付いていなかった。	埼玉県
4	令和8年2月2日	介護サービス	介護施設において、利用者が廊下で転倒しているのが発見され、額と臉上の裂傷で救急搬送。当時、利用者が通る当該廊下に、段ボール箱が置かれたままになっていた。	埼玉県
5	令和8年1月28日	介護サービス	介護施設において、利用者が居室で転倒し、左大たい骨骨折。当該利用者には、転倒歴が複数あり、リスクが高い者であったが、当時、当該居室内で、センサーマットや車椅子が適切な場所に設置されていなかった。	埼玉県
6	令和8年1月25日	介護サービス	介護施設において、利用者の下肢に異変が見られ、受診したところ、左大たい部遠位端骨折。当該利用者には下肢に拘縮があるため、おむつ交換は職員2名で行うことになっていたが、職員1名で実施した際に骨折に至った可能性がある。	埼玉県
7	令和8年6月23日	保育サービス	保育施設の園庭において、幼児がブランコ外周の柵を鉄棒代わりにして遊んでいたところ、落下し、右上腕骨遠位端骨折。当該施設では、当該柵を鉄棒遊びに使用することの危険性を認識していなかった。	愛知県
8	令和8年6月16日	障害福祉サービス	障害福祉施設において、利用者が他利用者の薬を誤服用。当時、職員は、与薬対象者である当該利用者の氏名の確認が不十分で、他職員との確認作業も実施していない等、手順が守られていなかった。	島根県
9	令和8年5月30日	障害福祉サービス	放課後等デイサービスにおいて、アレルギーのある児童がおやつを食べたところ、アレルギー症状を発症し、入院。職員は、当該おやつを作る際、材料の成分表示の確認をしていなかった。	島根県

10	令和8年7月10日	ガスこんろ(都市ガス用)	当該ガスこんろ(都市ガス用)の右側バーナーを点火したところ、グリル内に発火を確認。	埼玉県
11	令和8年7月16日	障害福祉サービス	障害福祉施設において、利用者が他利用者の薬を誤服用。当時、職員間で薬を手渡す際の目視での確認を行っておらず、また、当該利用者本人の前での確認も実施していなかった。	宮城県
12	令和8年7月8日	障害福祉サービス	障害福祉施設において、利用者が他利用者の薬を誤服用。当時、服薬介助した職員は、他の職員と行うべき確認が不十分であり、利用者本人との相互確認も実施していなかった。	宮城県
13	令和8年7月4日	障害福祉サービス	障害福祉施設において、利用者が施設外に出て、その後、当該利用者を保護した警察からの連絡で離設が判明。当該利用者は、以前にも離設したことがあったが、当該施設での所在の確認が不十分だった。	宮城県
14	令和8年7月13日	保育サービス	保育施設の園庭において、幼児が転倒した際、隣家との境に設置されていた柵(高さ1m程)に唇が刺さり、右上唇裂傷等。事故当時、当該柵には囲いがなく幼児らが近付ける状態となっており、また、先端をカバーする保護材も施されていないかった。	岐阜県
15	令和8年6月19日	障害福祉サービス	放課後等デイサービスにおいて、ダンス活動中、かがんでいた児童の頭に、プロジェクターが落下し、後頭部の創傷で2針縫合。当時、当該プロジェクターの電源コードが床などに固定されていなかったため、他児がひっかり、落下してしまった。	宮城県
16	令和8年6月5日	医療サービス(整骨院)	整骨院において、機器を用いた施術を受けたところ、腹部にⅡ度熱傷。	東京都
17	不明	照明器具	当該照明器具を使用中、異臭及び白煙。	群馬県
18	令和8年7月16日	ミシン	住宅内でブレーカーが遮断されたため、復旧を繰り返していたところ、使用後に通電状態のままであった当該ミシンから異臭及び白煙。	岡山県
19	令和8年6月11日	保育サービス	保育施設の園外保育において、幼児が遊具(登り棒)から降りる際、着地に失敗し、右第五中足骨骨端線骨折。当該幼児の担任職員は、他の職員に見守りの引継ぎをせずに、その場を離れてしまっていた。	東京都

(2) 事故情報(食中毒情報)

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和8年7月11日	飲食店(7月9日及び10日の食事)	腸管出血性大腸菌	福岡県
2	令和8年7月11日	飲食店(7月11日の食事)	カンピロバクター	愛知県
3	令和8年7月21日	給食施設(7月21日の食事)	黄色ブドウ球菌	埼玉県
4	令和8年7月29日	給食施設(7月29日の食事)	ヒスタミン	島根県
5	令和8年7月20日	飲食店(7月18日の食事)	カンピロバクター	山梨県
6	令和8年7月25日	飲食店(7月24日の食事)	アニサキス	宮城県

2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)

	製品名等	届出内容
1	冷し中華 他(計5件)	異物(金属片)混入のおそれ。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月11日 クラス分類: CLASS I)
2	漬け魚(計2件)	賞味期限切れの原材料を使用。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月27日 販売地域: 新潟県)
3	漬物	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月23日 販売地域: 長野県)
4	うなぎ(蒲焼)	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月25日 販売地域: 鳥取県 クラス分類: CLASS I)
5	惣菜(パスタ)	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月25日 販売地域: 兵庫県 クラス分類: CLASS I)
6	惣菜(揚げもの)	アレルギー(乳、鶏肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月25日 販売地域: 千葉県 クラス分類: CLASS I)
7	アイスマルク	成分規格不適合(大腸菌群)。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月16日 販売地域: 東京都)
8	和菓子	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月25日 販売地域: 埼玉県)
9	そうめん	アレルギー(えび、卵、さば)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月26日 クラス分類: CLASS I)
10	洋菓子(計3件)	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月27日 販売地域: 大阪府 クラス分類: CLASS I)
11	がんもどき	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月25日 販売地域: 富山県)
12	うなぎ(蒲焼)(計2件)	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月26日 販売地域: 滋賀県 クラス分類: CLASS I)
13	海藻加工品(計2件)	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月27日 販売地域: 東京都、千葉県、神奈川県)
14	弁当	アレルギー(乳、鶏肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月26日 販売地域: 神奈川県 クラス分類: CLASS I)
15	洋菓子	アレルギー(オレンジ)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月27日 販売地域: 神奈川県 クラス分類: CLASS I)
16	和菓子	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月25日 販売地域: 千葉県)
17	和菓子	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月25日 販売地域: 千葉県)
18	ミックスナッツ	酸化した材料の混入。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月27日)
19	しらす	フグ混入。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月28日)
20	惣菜	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月28日 販売地域: 愛知県)
21	調理パン	アレルギー(いか、りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月24日 販売地域: 神奈川県 クラス分類: CLASS I)
22	惣菜(揚げもの)	アレルギー(りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月26日 販売地域: 三重県 クラス分類: CLASS I)
23	肉加工品	賞味期限表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月25日 販売地域: 長野県)
24	弁当	アレルギー(乳、牛肉、もも、りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月13日 販売地域: 広島県 クラス分類: CLASS I)

25	スナック菓子	食品添加物の使用基準不適合で廃棄、積み戻し等を指示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月29日)
26	スナック菓子	食品添加物の使用基準不適合で廃棄、積み戻し等を指示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月29日)
27	佃煮	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月28日 販売地域: 佐賀県)
28	茶碗蒸し	殺菌不良による腐敗の可能性。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月29日 販売地域: 北海道)
29	ゼリー(計4件)	脱酸素剤の内部の液体が外部へ漏出。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月29日)
30	和菓子(計3件)	異なる材料(くるみ)が混入のおそれ。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月30日 販売地域: 北海道 クラス分類: CLASS I)
31	パン	アレルギー(卵、大豆)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月30日 販売地域: 新潟県 クラス分類: CLASS I)
32	緑茶	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月23日)
33	パン	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月27日 クラス分類: CLASS I)
34	惣菜(揚げもの)	アレルギー(卵、豚肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月23日 販売地域: 神奈川県 クラス分類: CLASS I)
35	調理パン	アレルギー表示(牛肉、豚肉、りんご、ゼラチン)表示が欠落。消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月30日 販売地域: 滋賀県 クラス分類: CLASS I)
36	豆腐	包装不良による水漏れの可能性。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月13日 販売地域: 沖縄県)
37	ちりめん	フグ混入。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月31日 販売地域: 奈良県 クラス分類: CLASS I)
38	ヨーグルト	冷蔵品を常温で保存、販売。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月30日 販売地域: 神奈川県)
39	牛肉	賞味期限を誤表示の可能性。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月22日 販売地域: 新潟県)
40	しらす	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月27日 販売地域: 福岡県)
41	レトルト食品(カレー)	アレルギー(小麦、大豆)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月31日 販売地域: 佐賀県 クラス分類: CLASS I)
42	弁当	アレルギー(かに)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月31日 販売地域: 山口県 クラス分類: CLASS I)
43	漬物(計2件)	アレルギー(りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年7月31日 クラス分類: CLASS I)

(注) 消費者庁への消費者事故等の通知時において、厚生労働省ウェブサイト「食品リコール公開回収事案検索」の「健康への危険性の程度」欄が「CLASS I」とされている場合はその旨を記載しています。なお、「CLASS I」の程度はそれぞれ次のとおりです。

- ① 食品衛生法: 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い
- ② 食品表示法: 喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高い

(2) リコール・自主回収情報(食品関係以外)

	製品名等	届出内容
1	普通自動車(ホンダ INSTER)	普通自動車(モーター冷却システムの冷却水3ウェイバルブ)のリコール。(外-4212) モーター冷却システムの3ウェイバルブの設計検討が不十分なため、①当該バルブの内部構成部品の駆動シャフトに過大な応力が加わり、損傷することがある。②回路保護用ヒューズの容量が大きく、電気回路が短絡した際に適切に回路が遮断されず、異常発熱することがある。そのため、損傷した駆動シャフト部から冷却水が漏れてモーター制御部に浸入すると、異常発熱した電気回路で加熱されて水蒸気が発生し、そのまま使用を続けるとモーターの出力が制限され、最悪の場合、走行できなくなるおそれがある。 ※3ウェイバルブ…モーター冷却システム内の冷却水路を切り替えるバルブ
2	普通自動車(ランドローバー DEFENDER 110)	普通自動車(燃料装置)のリコール。(外-4218) 樹脂製燃料タンクにおいて、製造工程が不適切なため、部分的に厚みが設計基準値に達していないものがある。そのため、衝撃等で燃料タンクが損傷し、最悪の場合、燃料が漏れるおそれがある。
3	普通自動車(ランドローバー ディスカバリー スポーツ PHEV 他)	普通自動車(バッテリー)のリコール。(外-4219) ハイブリッド用リチウムイオン電池において、電池内部の構成部品の形状が不均一なため、熱負荷に対する耐性が不足しているものがある。そのため、使用状況によっては火災が発生するおそれがある。
4	普通自動車(TMT ランドクルーザー)	普通自動車(その他)のリコール。(5860) 車両工場の検査工程において、コンピュータの機能検査および調整が正しく行われていなかったため、道路運送車両の保安基準にかかるシートベルトリマインダーおよび事故緊急通報装置の基準に適合しないおそれがある。
5	普通自動車(ホンダ ZR-V 他)	普通自動車(座席)のリコール。(5854) 運転者席及び助手席シートにおいて、左側サイドフレームを成型する金型及び製造管理が不適切なため、当該フレームの端部が正しく成型できていないものがある。そのため、当該フレーム端部の形状が保安基準に適合しない。
6	普通自動車(BMW BMW 320i Touring 他)	普通自動車(始動装置)のリコール。(外-4213) スタータにおいて、始動用リレーの耐久性が不十分なため、エンジン始動やアイドリングストップの繰返しにより接点が異常摩耗して、接点部に摩耗粉が堆積することがある。そのため、そのまま使用を続けると、エンジン始動不能となったり、最悪の場合、スタータ起動時または走行時等、火災に至るおそれがある。
7	普通自動車(ホンダ ACCORD)	普通自動車(座席)のリコール。(外-4216) 運転者席及び助手席シートにおいて、左側サイドフレームを成型する金型及び製造管理が不適切なため、当該フレームの端部が正しく成型できていないものがある。そのため、当該フレーム端部の形状が保安基準に適合しない。
8	自動二輪車(BMW BMW K1600GT 他)	自動二輪車(駆動装置)のリコール。(外-4217) リバースユニットにおいて、製造工程が不適切なため、当該ユニットの密閉性が不足して内部に水分が浸入し、電気コンタクトが電蝕することがある。そのため、ユニット内で過熱され、電子回路が熱損傷して機能不良となり、最悪の場合、火災に至るおそれがある。
9	普通自動車(メルセデス・ベンツ メルセデスAMG A35 4MATIC 他)	普通自動車(動力伝達装置)のリコール。(外-4220) トランスミッション・コントロールユニットにおいて、制御プログラムが不適切なため、4速で走行中にギアがニュートラルになり固定されることがある。そのため、駆動力を失い走行不能になるおそれがある。
10	普通自動車(ブジョー 2008 他)	普通自動車(原動機)のリコール。(外-4207) エンジンのカムシャフトチェーンにおいて、設計検討が不十分なため、当該チェーンの構成部品が摩耗することがある。そのため、そのまま使用を続けると、異音が発生し、最悪の場合、当該チェーンが破断して走行中にエンジンが停止するおそれがある。
11	普通自動車(フィアット 500e 他)	普通自動車(車枠及び車体)のリコール。(外-4221) リヤスポイラーにおいて、接着工程が不適切なため、リヤスポイラー上部パネルの接着が弱いものがある。そのため、そのまま使用を続けると、接着部分が剥がれ、最悪の場合、走行時の風圧等によりリヤスポイラー上部パネルが脱落して、他の交通の妨げとなるおそれがある。

12	自動二輪車(ハーレーダビッドソン ストリートボブ 他)	自動二輪車(リアブレーキパイプ)のリコール。(外-4222) リアブレーキパイプにおいて、設計検討が不十分なため、ボディコントロールモジュール(BCM)との間隙が不足し、干渉しているものがある。そのため、そのまま使用を続けると、走行振動等でブレーキパイプが摩耗して損傷し、最悪の場合、ブレーキフルードが漏れ、リアブレーキの制動力が低下するおそれがある。
----	-----------------------------	---

3. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報((2)リコール・自主回収情報(食品関係以外))」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。

消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL: <https://www.jikojoho.caa.go.jp>)で「消費者事故等(2026年8月6日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

＜本件に関する問合せ先＞
消費者庁消費者安全課
TEL : 03-3507-8800(代表)
URL : <https://www.caa.go.jp/>